

写

田村市告示第69号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成23年9月28日

田村市長 富塚 有 品



編入する字名	編入される区域
常葉町新田作字笊内	常葉町新田作字山口 229の5
常葉町新田作字山口	常葉町新田作字湯舟 40の1、43の1、43の4に隣接する道路、水路である公有地の全部
常葉町新田作字高田	常葉町新田作字湯舟 203の2
常葉町新田作字湯舟	常葉町新田作字湯舟 194の1、194の2に隣接する常葉町新田作字高田の道路である公有地の一部 常葉町新田作字猫内 26の一部、27の1の一部、29の1の一部、 41の1の一部、44の1、45の1、46、49の1、50、51の1、51の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに52に隣接する水路である公有地の全部
常葉町新田作字五味田	常葉町新田作字遠東 48の1の一部、82の1の一部、86の1の一部、114の7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 常葉町新田作字仲川 8の1、8の2、8の6、9の1、10、11の2、11の6、11の9に隣接する水路である公有地の全部並びに常葉町新田作字五味田 17の2、18の2、35の1、35の2、37の2に隣接する常葉町新田作字仲川の水路である公有地の一部 常葉町新田作字折越 156の1の一部、156の6の一部、158の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに常葉町新田作字五味田 13、14、16の2に隣接する常葉町新田作字折越の水路である公有地の一部

編入する字名	編入される区域
常葉町新田作字猫内	<p>常葉町新田作字湯舟 246の2、251の2</p> <p>常葉町新田作字猫内 1の1に隣接する常葉町新田作字仲川の水路である公有地の全部</p>
常葉町新田作字仲川	<p>常葉町新田作字猫内 1の1の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>常葉町新田作字折越 247の一部、249の3の一部</p>
常葉町新田作字折越	<p>常葉町新田作字五味田 1、1の2、2から4まで、5の一部、6の一部、10の2の一部、118の2、119の2、120の2、121の2、122の5、122の6及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに117、118の1、144に隣接する道路、水路である公有地の全部</p> <p>常葉町新田作字割石作 25、26、27の一部、81の1の一部、82の一部、83の一部、84の1、84の2の一部、85の1、88、90の1、91の1、91の3、99及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p> <p>常葉町常葉字炭焼野 54の2の一部</p>
常葉町新田作字割石作	常葉町常葉字坂ノ下 221の3
常葉町常葉字炭焼野	<p>常葉町新田作字割石作 27の一部、66の1、68の1、69、71の1、73、75、76の2、81の1の一部、81の2、82の一部、83の一部、84の2の一部、119の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>
常葉町常葉字坂ノ下	常葉町常葉字炭焼野 23の1、26の1、26の6及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部